

光地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和5年2月21日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

光地区消防組合条例第3号

光地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(光地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 光地区消防組合職員の定年等に関する条例(昭和59年光地区消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第2条を次のように改める。

(規定の準用)

第2条 職員の定年等に関しては、光市職員の定年等に関する条例(平成16年光市条例第26号)の規定の例による。

第3条から第4条までを削る。

(光地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 光地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年光地区消防組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1月以上6月以下の期間、」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(光地区消防組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第3条 光地区消防組合職員の再任用に関する条例(平成14年光地区消防組合条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、同法附則第5条第2項若しくは第4項、同法附則第6条第1項若しくは第2項又は同法附則第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の任用、給与並びに暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員のうち地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)の勤務時間、休日及び休暇に関しては、光市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年光市条例第24号)の規定の例による。